

(宛先) 富山市保健所長

結核健康診断通報（報告）書

定期健康診断を行ったので感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7の規定により通報（報告）します。

				年 月 分	
事業所等の名称及び所在地					
実施者名				電話番号	
実施者の区分 (対象者)		事業者 (従事者)	学校長 (学生・生徒)	施設長 (収容者)	市町村長 (65歳以上)
対象者数					
受診者数					
胸部 X線 検査	間接撮影者数				
	直接撮影者数				
かくたん検査者数					
発見 患者 数	結核患者				
	結核発病のおそれがあると診断された者				

※記入要領

- 1
- この表には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2に規定する定期の健康診断を受けた人員を実施者の区分に従って計上すること。
- 2
- 同法第53条の4の規定により、定期健康診断を他で受け、その証明書を実施者に提出した場合も計上すること。
- 3
- 法によらない定期健康診断を行った場合は計上しないこと。
- 4
- 「事業者」：同法第53条の2第1項に規定する事業者が、同法施行令第12条第1項第1号に規定する当該従事者に対し、その定期（毎年度）において実施したものについて計上すること。
- 5
- 「学校長」：同法第53条の2第1項に規定する学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く)の長が、同法施行令第12条第1項第2号に規定する当該学生又は生徒に対し、その定期（入学した年度）において実施したものについて計上すること。
- 6
- 「施設長」：同法第53条の2第1項に規定する施設の長が、同法施行令第11条第1項第1号に規定する当該収容者に対しては、同法施行令第12条第1項第3号に規定する定期（20歳に達する日の属する年度以降において毎年度）において、又第11条第1項第2号に規定する当該収容者に対しては、同法施行令第12条第1項第4号に規定する定期（65歳に達する日の属する年度以降において毎年度）においてそれぞれ実施したものについて計上すること。また、従事者について実施したものは、事業者欄に計上すること。
- 7
- 「市町村長」：市町村長が実施したものについて計上すること。（65歳以上）の欄については、同法施行令第12条第2項第1号に規定する者に対し、その定期（65歳に達する日の属する年度以降において毎年度）において実施したものを計上すること。
- 8
- 受診者数は、定期健康診断を受けた者のうち、判定を受けた者について計上すること。
- 9
- 胸部X線検査欄は、検査の判定ができた者について、それぞれの区分に従って計上すること。
- 10
- かくたん検査者数は、臨床的な理由により、胸部X線検査がやむを得ずできなかった者について実施した者のうち、塗抹および培養検査を行い、かつ、その判定ができた者の数を計上すること。
- 11
- この報告書は、管轄の保健所長に提出すること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第53条の2に基づく定期の健康診断（一覧表）

法		政令		省令
実施者	対象者	対象者	定期 (回数)	方法
事業者	当該事業者の行う事業において業務に従事する者	学校・病院・診療所・助産所・介護老人保健施設・介護医療院・社会福祉施設※において従事する者	毎年度（1回）	喀痰検査・胸部エックス線検査・聴診・打診その他の必要な検査
学校長	当該学校の学生、生徒若しくは児童	大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校の学生、生徒	入学した年度（1回）	
施設長 矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（刑事施設・社会福祉施設）の長	当該施設に収容されている者	刑事施設に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度（1回）	
市町村長	管轄する区域内に居住する者のうち上記対象者以外の者	社会福祉施設※に収容されている者 上記対象者以外の者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度（1回）	

※社会福祉施設

生活保護施設	救護・更生施設
老人福祉施設	特養・養護・軽費老人ホーム
障害者自立支援施設	障害者支援施設